

用語集(Glossary)

保安活動(Fitness-for-Safety Activities): 原子力施設の安全な運転及び公衆の健康と安全を確保するために事業者が日常的に行う活動。

保安規定(Fitness-for-Safety Program): 原子力施設の安全な運転及び公衆の健康と安全を確保するために事業者が定める規定。事業者はこの規定を監督官庁に提出する。

注: 保安規定の規定そのものは運転から廃止措置に至る各段階(炉心燃料取り出し、搬出、解体前除染、貯蔵、解体撤去等)で変更される。ここでは保安規定の総称的言い方に対し**Fitness-for-Safety Program**の訳語を充てた。ちなみに第3回安全条約国別報告書では運転段階のについて**Operational Safety Program**という訳語を充てている。

保安検査(Fitness-for-Safety Inspection): 事業者の保安規定の実施状況を調べる監督官庁による検査。保安検査は抜き打ち的に行われる場合がある。**Nuclear Safety Inspection**という訳語が使用される場合もある。